

モーダルシフト等促進協議会設置要綱

1．設置の趣旨

物流分野における地球温暖化対策の一環として、モーダルシフトは重要な施策に位置付けられているが、現実のモーダルシフトの状況は目標達成に向けて更なる努力を要する状態にある。

モーダルシフトや共同輸送等（以下「モーダルシフト等」という。）の物流の環境対策の促進のためには、鉄道、海運のサービス改善などの供給面での対策とともに、荷主及び物流事業者（以下「事業者」という。）の意識改革が重要であり、また、そのためには、最終消費者である一般市民の理解を得て、消費者の選好の側から事業者へ輸送方法の転換を促すことも必要である。

このような観点から、有識者、経済団体、物流関係団体、国土交通省等関係者が参集したモーダルシフト等促進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、関係者の協議に基づく具体的かつ実践的な行動を通じ、モーダルシフト等の促進を図るものとする。

2．協議及び活動事項

- (1) モーダルシフト等についての事業者及び消費者の理解の増進に関すること。
- (2) モーダルシフト等の促進策に関すること。
- (3) その他モーダルシフト等の促進に関すること。

3．組織

- (1) 協議会には、会長を置く。
- (2) 協議会には、物流に関する識見を有する者、経済界、物流関係団体、国土交通省等別表に掲げる者が委員として参加する。
- (3) 会長は、別表に掲げる者以外の者を委員として追加することができる。

4．地方組織との連携の確保

協議会の活動をより実効的なものとするため、協議会は、各地方ブロックに設置されている地方モーダルシフト推進協議会及び地方総合物流施策推進会議の活動との十分な連携を図るものとする。

5．事務局

協議会の活動の円滑な実施を確保するため、協議会に事務局を置き、国土交通省政策統括官付政策調整官がその任にあたる。

6．その他

上記に定めるもののほか、協議会の運営方法等については、協議会の議を経て、会長が定める。

(別表)

モーダルシフト等促進協議会委員

(敬称略・五十音順)

秋永陽太郎	日本長距離フェリー協会会長
安部 正一	(社)日本倉庫協会会長
淡路 均	交通エコロジー・モビリティ財団理事長(会長代行)
伊藤 直彦	日本貨物鉄道(株)代表取締役社長
尾崎 睦	(社)日本港運協会会長
加藤 俊平	東京理科大学教授
栗林 貞一	(社)日本物流団体連合会会長
菅原 文雄	日本内航運送取扱業海運組合理事長
杉山 武彦	一橋大学副学長
高橋 朋敬	日本政策投資銀行理事
立石 信義	日本内航海運組合総連合会会長
張 富士夫	(社)日本ロジスティクスシステム協会会長
手島 忠	(社)日本冷蔵倉庫協会会長
濱中昭一郎	(社)全国通運連盟会長
三浦 昭	(社)日本経済団体連合会輸送委員会委員長
御巫 清泰	(社)日本港湾協会会長
矢部 哲	国土交通省政策統括官